

第6条（紹介手数料の支払方法）

1. 甲は、本契約第5条に定める紹介手数料を、丙の勤務開始日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する以下の金融機関口座に、振込み送金の方法により支払うものとする。尚、当該指定金融機関に変更があった場合は、遅滞なく通知するものとする。

金融機関名／支店名						
コード						
預金種目	普通			当座		
口座番号（右詰め）						
口座名義（カタカナ）						

2. 前項における振込み手数料は、甲がこれを負担するものとする。

第7条（紹介手数料の返金）

1. 紹介手数料は、丙が自己の都合による退職もしくは甲の就業規則その他これに準ずるものに基づく懲戒解雇処分に該当した場合のみ、下記の規定に従い、以下の金融機関口座に、振込み送金の方法により返金するものとする。尚、当該指定金融機関に変更があった場合は、遅滞なく通知するものとする。又、紹介予定派遣の場合又は派遣期間終了後の当該派遣労働者に係る紹介を甲が希望する場合は、別途これを定める。

但し、キャンペーン時の契約に関しては適用外とし、返金は一切発生しないものとする。

- （1）就業開始後1箇月以内に退職又は懲戒解雇：紹介手数料の50%相当額を返金
- （2）就業開始後3箇月以内に退職又は懲戒解雇：紹介手数料の30%相当額を返金

金融機関名／支店名						
コード						
預金種目	普通			当座		
口座番号（右詰め）						
口座名義（カタカナ）						

2. 前項における振込み手数料は、乙がこれを負担するものとする。

第8条（秘密情報）

本契約及び個別契約において、秘密情報とは、甲又は乙の保有する技術上、営業上その他業務上の一切の知識及び情報（但し第10条に定める「個人情報」を除く）をいい、文書、図面、その他書類に記載され、もしくは電磁的又は光学的に記録された情報であるか否かを問わない。又、相手方の承諾を得て、作成されたそれらの複製物・加工物も含むものとする。

但し、次の各号の一に該当するものはこの限りではない。

- （1）知得時に既に公知であったもの又は知得後自己の責に帰さない事由により公知となった情報。
- （2）正当な権限を有する第三者から適正な手段で秘密保持義務を負わずして取得した情報。
- （3）開示について相手方の書面による事前の承認を得た情報。
- （4）知得した情報に依拠することなく独自に開発された情報。
- （5）相手方から提供される前に甲又は乙が所有していた情報でかかる事実が立証できるもの。

第9条（秘密情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、善良な管理者の注意をもって秘密情報を厳に秘匿し、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本契約の目的以外の目的で使用してはならないものとする。又、秘密情報を相手方の書面による事前の承認を得ずして複製、加工してはならないものとする。
2. 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、法令に基づき権限のある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で秘密情報を開示することができるものとする。但し、開示にあたっては、原則として事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合は、開示後直ちに相手方に通知しなければならない。
3. 甲及び乙は、秘密情報を業務上知ることのある役員及び従業員（以下、「従業員等」と称す。）にのみ開示するものとし、本条各項の定めを誠実に履行する為、当該従業員等による秘密保持義務の遵守について、相手方に責任を負うものとする。尚、退社した従業員等についても同様とする。

第10条（個人情報）

本契約及び個別契約において、個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像もしくは音声により当該個人を識別することので